

東大阪市「こども110番の家」プレート及び小旗交付要領

(目的)

第1条 東大阪市「こども110番の家」プレート及び小旗交付事業は、地域の協力家庭に対して、プレート又は、小旗（以下「プレート等」という。）を無償で配布することにより、「こども110番の家」運動を積極的に支援することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 プレート等の交付を受けることができる者は、地域において、本運動を推進する団体（以下「推進団体」という。）の作成する、「こども110番の家」運動協力者名簿（様式第1）（以下、「運動協力者名簿」という。）に登録された協力家庭とする。

(交付の条件)

第3条 この事業の交付対象者は、この要領の定めるところにより、一協力家庭につき、プレート又は小旗のいずれか一つを交付する。

(交付の手続等)

第4条 プレート等の交付は、推進団体を通じて協力家庭に配布する。

- 2 推進団体は、運動協力者名簿を作成し、東大阪市教育委員会青少年教育課（以下「青少年教育課」という。）に提出するものとする。
- 3 推進団体は「こども110番の家」運動プレート・小旗交付申請書（様式第2）を青少年教育課に提出するものとする。
- 4 協力家庭が新規登録する場合、「こども110番の家」運動新規登録申請書（様式第3）を作成し、青少年教育課に提出するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めのない事項については、青少年教育課が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成13年9月10日から施行する。
- 2 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

こども110番の家 運動 リーフレット



こども110番の家とは？

「こども110番の家」とは、地域のこどもが、万一犯罪に巻き込まれそうになったときに、逃げ込めることができる協力家庭（店、事業所等を含みます）のことです。

平成9年にこどもを狙った痛ましい凶悪事件が頻発したことから「青少年育成大阪府民会議」の提唱により進められ、東大阪市でも、自治会、PTAを始め、理容店、郵便局やコンビニエンスストアなどの各方面の方々より多くのご協力をいただいています。

教育委員会としましては、この運動が市民にとっての地域社会運動となり、市民相互一層密接な人間関係が築かれ、「地域のこどもは地域で守り、育てる」という地域教育力のさらなる活性化につながることを期待しています。

東大阪市教育委員会 社会教育部 青少年教育課

〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1番1号

東大阪市役所本庁舎16階

最寄駅：近鉄けいはんな線「荒本駅」

TEL：06-4309-3281 FAX：06-4309-3835

E-mail：seishonen@city.higashiosaka.lg.jp

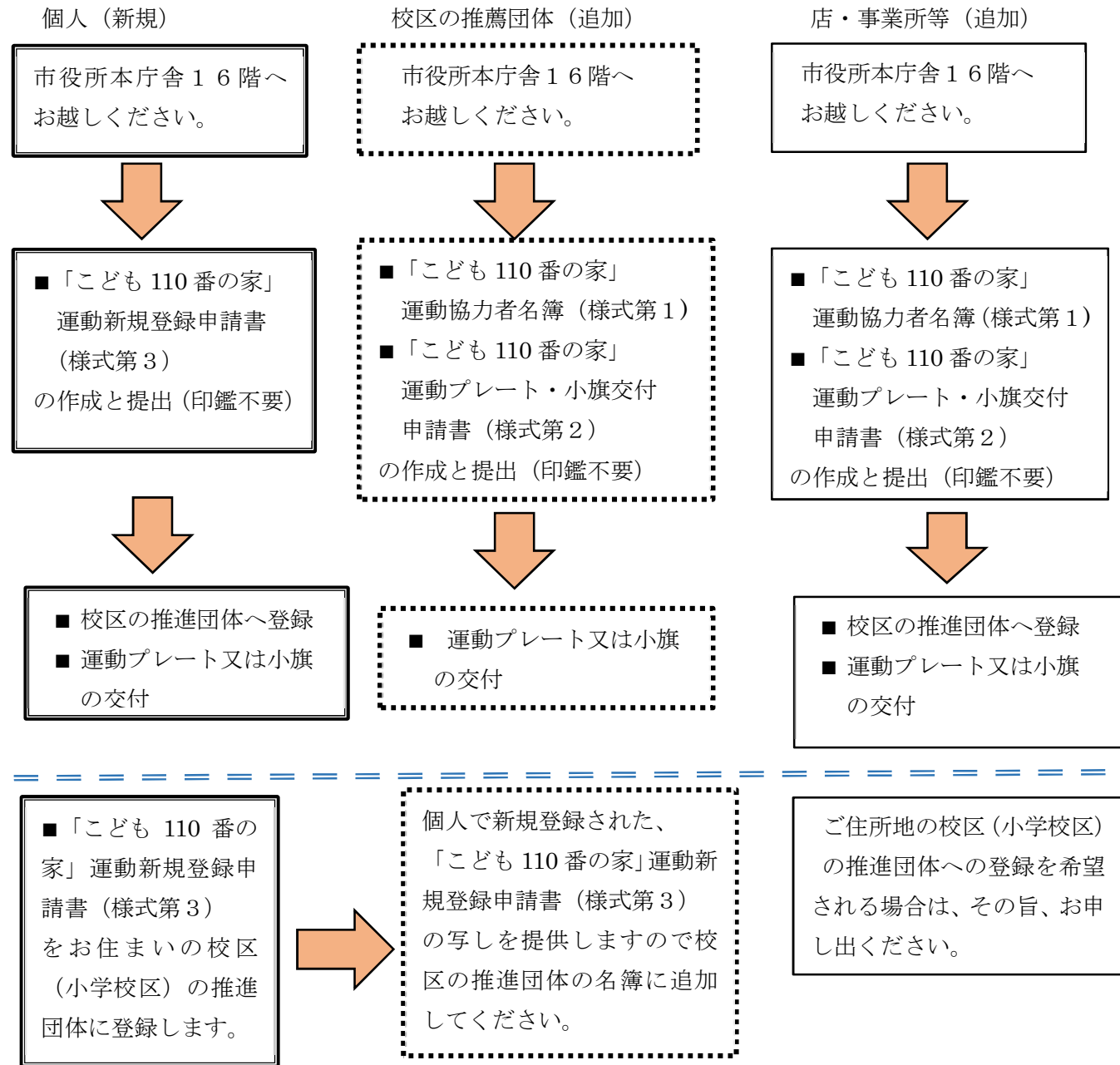
ウェブサイト：<http://www.city.higashiosaka.lg.jp/>

東大阪市 こども110番

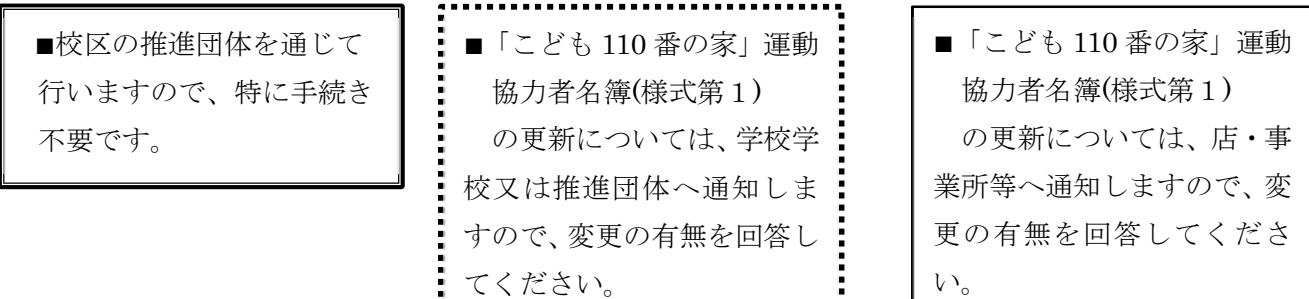
検索

推薦団体登録／運動プレート又は小旗の交付の流れ

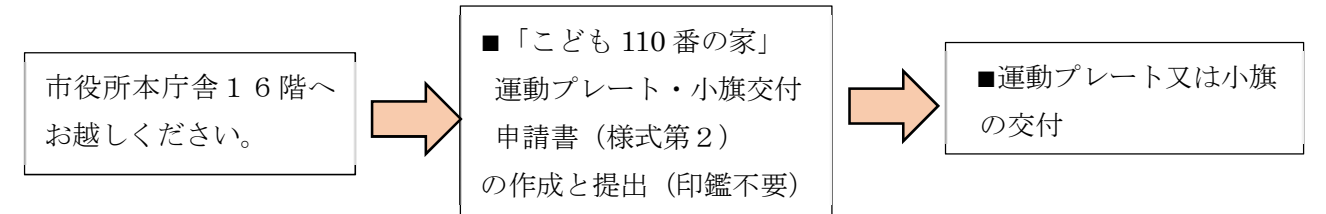
(1) 新規（追加）でご協力いただける場合



- ・お住まいの校区の小学校でも受付・交付しておりますのでご利用ください。
- ・年1回、校区の推進団体／店・事業所等へ名簿更新確認依頼をさせていただきますので、お忙しいところ恐れ入りますが、ご協力ください。



(2) プレート又は小旗の交換（破損・摩耗・紛失等による）



- ※交換する場合、現在ご使用の運動プレート又は小旗を持参いただく必要はありません。
- ※開庁日・開庁時間帯に、市役所16階で、随時受け付けています。

運動プレート・小旗の仕様

【 運動プレート 】



- ・横135mm×縦20
- ・四隅に穴あり

【 小 旗 】



- ・旗部分：横315mm×縦400mm
竿部分を含めると、長さ600mm

災害見舞金保険の加入について

- 「こども110番の家」運動協力者名簿（様式第1）をご提出いただくことで、災害見舞金保険に加入しています。
- 年1回の名簿更新確認が災害見舞金保険加入継続の手続きとなります。
- 加入の手続きについては、教育委員会が行います。
- ※詳しくは『「こども110番の家」運動の概要』をご参照ください。